

## 国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

---

### （開催要領）

1 日時 平成 26 年 8 月 5 日（火）13：37～14：00

2 場所 永田町合同庁舎 7 階特別会議室

3 出席

#### <WG 委員>

座長 八田 達夫 大阪大学社会経済研究所 招聘教授

委員 坂村 健 東京大学大学院情報学環・学際情報学府教授

委員 原 英史 株式会社政策工房 代表取締役社長

#### <関係省庁>

福士 亘 厚生労働省職業安定局高齢者雇用対策課長

#### <事務局>

藤原 豊 内閣府地域活性化推進室次長

松藤 保孝 内閣府地域活性化推進室参事官

宇野 善昌 内閣府地域活性化推進室参事官

真柄 昭宏 内閣官房日本経済再生総合事務局参事官

### （議事次第）

1 開会

2 議事 シルバー人材センター会員の労働時間の拡大について

3 閉会

---

○藤原次長 少し時間が早いのですが、始めさせていただきます。

6 月 24 日に閣議決定されました、改訂成長戦略、それから、6 月 17 日の前回の特区の諮問会議においても総理から御指示をいただいておりますが、戦略特区につきましては、新たな規制改革事項、追加すべき規制改革事項を、このワーキンググループ、また、諮問会議で検討した上で、法改正を要するものについては、次の臨時国会で法律の改正によりまして、また、法改正を要しないものにつきましては、必要な制度改正を行い、遅くとも年内に実施するというようになっております。

八田座長からの御指示もいただいておりますが、改訂成長戦略に記載された事項や、6 月の末から 4 地域で、既に区域会議というもので進めておりますが、その中で挙げられた項目が幾つかございます。秋に向けまして、関係省庁からのヒアリングを実施させていた

だいていると、そういった趣旨でございます。

次の項目は、シルバー人材センター会員の労働時間の拡大ということでございまして、担当省庁としましては、厚生労働省においでいただいております。よろしく願いいたします。

この項目につきましては、これも昨年来ずっと、養父市のほうからも御提案があるのですけれども、区域計画の中に正式に、7月28日、養父市の区域会議の際に計画のほうに書かせていただいております。最初に、市長からのプレゼンテーションにつきましては、お読みさせていただきます。シルバー人材センター会員の労働時間の拡大ですが、今回の私どもの国家戦略特区提案のきっかけとなった重要な案件でもあります。提案の柱の1つでもありました。しかし、法規制ではなかったため、特区法には盛り込まれることもなく、特定事業にもなりませんでした。

しかし、高齢化が著しく、しかも元気な高齢者が多く、養父市のコミュニティの維持や農業を初めとする第一次産業等における担い手は、まさしく養父市では高齢者であり、また、市民のきめ細やかな日常生活の支え手として、また、安心のよりどころとして、また、子育て支援と地域の活性化においてもシルバー人材センターは大きな役割を果たしているところでもあります。

さらに、同世代を支え、高齢者が高齢者を支えるという意味でもシルバー人材センターは、なくてはならない存在です。

ところが、このシルバー人材センターの会員の労働時間や連続就業日数が高齢者保護の観点から制約を受けているとのことでございます。

高齢者は、養父市の人口の3分の1以上を占め、大きな人口の固まりです。この大きな固まりが元気なら養父市は元気です。しかも、高齢者の皆さんは元気な方が多いということです。元気なまちづくりには、元気で労働意欲のある高齢者には活躍していただくことが必要です。高齢者が一層活躍できる機会を確保するため、シルバー人材センター会員の労働時間の拡大、柔軟化について、ぜひ実現したいと考えているところでもあります。

というようなお話がございまして、実質的には、厚生労働省の通知が一つの制約になっているという御指摘もあるわけですが、本日は、そのあたりの御議論をまさになさっていただければと思っております。

時間は、40分程度でございますが、最初に厚生労働省から15分ないし20分御説明をいただきまして、その後、意見交換とさせていただければと思います。

○八田座長 お忙しいところ、お越しくございまして、ありがとうございます。

それでは、早速、御説明をお願いいたします。

○福士課長 それでは、座ったまま御説明させていただきます。

まず「シルバー人材センターの事業の概要」というペーパーをつけておりますが、シルバー人材センター事業、これは、本格的な職業生活から引退しまして、生きがい、または追加的な収入を得ることを希望する高齢者に対しまして、その希望に応じた就業の場を確

保、提供するということが目的となっております。

それで、現在、清掃、除草といった伝統的な職域のほかにも、スーパーの惣菜部門とか、子育て支援とか、介護施設の送迎業務も受託しております。

年間7,000万人日弱、毎日大体19万人弱の高齢者が働き、地域に貢献しているということで、現在、会員は73万人おまして、シルバー事業を運営しているというところでございます。

次のペーパーですが、臨時的・短期的または軽易な業務についてでございますが、週20時間というのは、シルバー事業の業務範囲である臨時的・短期的なもの、またはその他の軽易な業務のうち、特に20時間という部分は軽易な業務にかかる規定でございます。

軽易な業務につきましては、告示において1週間あたりの平均的な労働時間に比しまして、相当程度短いものとしておまして、職業安定局通知において、おおむね週20時間を超えないことを目安としていると定めております。

なお、今回、御要望事項ではございませんが、臨時的かつ短期的なものはおおむね10日程度以内と定めております。

そういう中で、シルバー人材センター事業、これは、生きがい就労という整理をしておまして、一般労働市場になじまない範囲（民業圧迫と言われない範囲）の就業機会を中心とするため、臨・短・軽という範囲を超えない就業を限定的に取り扱うこととしております。

軽易な業務の週20時間は、特定の会員が継続して同一業務に従事する際の上限を規定したものでございまして、週20時間を超え、継続して同一業務に従事する場合には、雇用保険にも加入できる可能性があるなど、一般的な働き方と違いがなく、当該事業主が雇用契約を結ぶべきという整理をしてきました。

そういう中で、今回、この要望について、我々としての考え方なのですが、養父市の御提案の地域の労働力としてシルバー人材センターの高齢者に期待をしており、もっと活躍していただけるのではないかという考え方は、我々も同じでございまして、シルバー事業のあり方にかかわる話でありますから、公平な就業機会の提供、それから、就業機会の拡大の実現が担保されることを条件に、我々としては検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

それでは、どうぞ。

○坂村委員 1つ聞きたいのですが、何で20時間を超えないとか、月10日になっているんですか、理由。

○福士課長 理由は、生きがい対策としてやっているもので、週20時間を超えると、雇用保険の適用を受ける可能性が出て来ることとなり、そのような場合は、我々としては雇用形態でやっていただきたい。

○坂村委員 だけれども、雇用形態ではなくたって、本人がこれをいいと言ったら、いいじゃないですか。御本人が別に雇用されたいのではなくて、生きがいのためにやっているのだと、もうお金じゃないのだから、そのかわり 40 時間働きたいとか、20 日やりたいと言ったら、何でいいと言えないの、理由。

○福士課長 余りにもシルバーが長時間働いて、稼働しすぎると、今度、民間の企業との関係で民業圧迫という話が出てきて、結構それで軋轢があるのです。

○坂村委員 民業圧迫。

○福士課長 ええ。

○坂村委員 ちょっとよく理解できませんけれども、何で民業を圧迫してしまうのですか。

○福士課長 例えば、造園などの仕事をして、シルバーが請け負って、値段的に民間よりシルバーのほうが安かったとします。民間業者にとっては、シルバーが目いっぱい働いて、それを全部やられてしまったら、我々の仕事がなくなってしまうという苦情が出てくるのです。特にふすま張りとかもそういうものが出てくる場合があります。だから、労働時間をある程度抑制しているという部分はあるのです。一般の労働時間と変わらないのであれば、雇用の形態でやっていただきたい。

○坂村委員 シルバー人材センターに国が援助しているからと。

○福士課長 それもあります。

○坂村委員 それでは、そういうのがなかったら問題ないということか。

○福士課長 そうです。国として、そういうところに支援をしている、補助をしております。今、言われたように、補助をしていなければ問題はありません。

○八田座長 そうすると、例えば、一定時間までは補助することにする。それ以上は補助なしの安い賃金で勝手に働いてもよいとするのは、どうなのでしょう。

○坂村委員 今の、そういうふうにすればいいじゃない。補助分だけはいいいけれども、それを超えたら、もう補助はなしとか。

○福士課長 今の部分で、補助というのは、運営費に対して補助をしているのであって、会員一人一人に支払われる報酬は、事業収入（発注者からの支払額）から、もらうような形になっている。

○坂村委員 その人が個人でもらったお金を援助しているわけではないということ。

○福士課長 そういうことです。シルバーの運営費を補助しているのです。

○坂村委員 センターの運営費をやっているということ。

○福士課長 はい。

○八田座長 では、逆にそんなに元気にみんな働くのなら、その分、運営費をちょっとずつ減らすということにするのはいかがでしょうか。

○福士課長 ただ、運営費自体は、一般会計で措置していますが、毎年シーリングがかかってどんどん減ってきているという状態があって、運営費を補助していくのが結構きつい状況にあります。今、そういう状況の中で、シルバー人材センターからは補助金を減らさ

れては困るということを、かなり言われています。

○八田座長 いろんな側面があるでしょうけれども、今、坂村先生がおっしゃったことに関連して言えば、要するに、民営圧迫ということの本質が補助金にあるならば、補助金が減れば、減るほど、民営圧迫の度合いが減るわけだから、補助が減れば、もっと長く働いてもいいよという組み合わせはあり得るのではないのでしょうかね。

○福士課長 それは、一方ではあると思いますけれども、補助が減ると、今の段階で国が2分の1、自治体が2分の1補助をしているのですが、どんどん減っていくと、なかなか運営が回っていかないという面もございます。

○八田座長 補助が減るのは困るところは、20時間で働きなさいとする選択肢を与えたらいかがでしょうか。

○福士課長 ただ、養父市は、高齢者が非常に多くて、なかなか労働者がいないという部分も我々はわかっておりまして、だから、そういう中で、シルバー事業としてやるのであれば、あとはもう一つ、ここに登録している会員に公平に仕事を分けなさいという部分があるのです。シルバー事業は、輪番制（ローテーション）で回すことを前提としているので、特定の人に仕事が集中するというのは、シルバー事業ではない。それは完全に雇用で対応すべき問題でしょうというのがあるので、皆さんに、この養父市で30時間、公平に仕事を与えることができること、それが1つ大きな前提条件になると思います。

そういう中で、養父市において、特別な理由がある、高齢者が非常に多くて、なかなかそれを担っていけないところがないというのであれば、そこも含めて、もう少し状況を踏まえた上で、検討させていただきたいということなのです。

○坂村委員 ちょっと質問をいいですか。例えば、シルバー人材センターにどのぐらい国はお金を出しているのですか。

○福士課長 九十数億。

○坂村委員 それは、全国でですか。

○福士課長 全国です。

○坂村委員 1個当たり平均どのぐらい出しているのですか。

○福士課長 500から600万。それで、半分が自治体から出るから、一所大体1,200万ぐらいいっています。

○坂村委員 そのお金は、何に使うのですか。

○福士課長 そのシルバーであっせんとか、いろいろ事務的な仕事をしている人件費、それから、事務所費、運営費が大体。

○坂村委員 それは、シルバーの人がやっているのではないの。

○福士課長 シルバーの人ではないです。

○坂村委員 それもシルバーの人がやるべきでしょう。何かちょっとおかしい。そうすると、人件費をとっている人が誰かとかにもなってくるね。

○福士課長 人件費は、シルバー人材センターで雇っている人なのです。いろいろなセッ

ティングをする、マッチングをする人を雇っている。

○坂村委員 シルバーがやったら、もっとお金を下げられるのですか。シルバーにそこもやってもらえば。

○八田座長 でも、除草とか、掃除だけはできるというわけですね。

○坂村委員 それの運営はできないのね。

○福士課長 運営は、やはり、今すぐといってもなかなか難しいです。

○八田座長 せいぜい、今くらいの2人くらいですね、2人と事務所を借りたらおしまいですね。1,200万とか、それくらいだったら。

○福士課長 ただ、一方で今、請負の部分もやっていますけれども、派遣などもやったりしながら、実績を上げているところもある。

○坂村委員 それと、もう一つ、今の質問なのですけれども、民営圧迫というのは、具体的にそういうことを言うてくる人はいるのですか。

○福士課長 います。例えば造園とか、ふすま張りなどで、それで我々の職域を圧迫しているとかかなり言われることがあります。最近は、だんだん少なくなってきていますが。

○坂村委員 かなりというのは、どのぐらい、ひと地域で。

○福士課長 ひと地域で、特に競合しなければ問題がないのですけれども、競合すると、やはりそこに対して、シルバーがいっぱいその事業をとってしまえば、当然、そういう話は出てきます。

○坂村委員 養父市では、そういうことが起こっているのですか。

○福士課長 養父市では、余りそういう民間とのトラブルというのは聞いておりません。

○坂村委員 だったら、そういうトラブルがないのだったらいいと言うとか、そういう制度に変えればいいのではないの。

○原委員 多分、民業を圧迫するかどうかというのは、おっしゃるように市場によっても違うし、少なくとも1人の人の労働時間を限定するというのは、多分全然解決にならないこともあり得るし、非常に厳しい全く必要のない規制になってしまっていることもあり得るということではないかと思うのですが、そうだとすると、むしろ、清掃とか造園とかに関して、この市ではこれぐらいの事業者さんが、ほかにやっちらっしゃる方がいるので、シルバーでやる件数は、これぐらいにしましょうとか、何か本来的には民業圧迫を考えたら、そちらのほうで制約をかけるのが筋だと思うのです。

なので、先ほどのお答えの中でも、最後のところは、養父市に限って言えば、公平性とか、民業との観点で問題がなければ広げてもいいですよというお答えということだと理解いたしましたけれども、そういう意味で、ここのシルバーの働き方について、ちょっと別のルールを設定することの実験を養父でしてみるということはあるのかなというように理解いたしました。

○坂村委員 ところで、大体60歳以上がシルバーというのが、私は賛同できないのですけれども。

○福士課長 このごろ、シルバーという言葉に、非常に皆さん反応が大きくて、シルバーと言われたくないというのが結構ありまして、ただ、実際、60歳以上から入れるという形になっていますけれども、今、我々は継続雇用制度を導入していきまして、事業主に対し雇用確保措置ということでを必ず65歳までやりなさいということ、それがもう93%ほどの企業において、希望すれば、65歳まで働けるという形になっていますから、このごろシルバーに入ってくる人たちは、65歳以上の人たちが非常に多いと。シルバーの平均年齢も大体72歳、そういう状況でございます。

○藤原次長 これは、先程の議論の延長なのですが、養父市長がみずから言っていますが、養父市で、基本的に会員が働くところは農業でありまして、余りそういう、パイが減る、減らないの議論というのはないと思うのですが。

○坂村委員 国家特区で、全国でやるというわけではないから、養父市は、調べればわかるのですが、それほど大きいところでもないから、ここだけは全部、どうでもいいとやってみてもいいのではないの。要するに、働きたいだけ働いてもいいよと、一回やってみればいいじゃない。

○福士課長 働きたいだけ働くというと、さっきの雇用の話となる。あくまでシルバー人材センターというのは、生きがい対策としてずっとやってきておりまして、雇用ということを出していないわけなのです。ですから、30時間も40時間もちゃんと働くのだったら、雇用でやればいいじゃないですかとなります。

○坂村委員 そうなってしまうわけね。

○福士課長 そうなのです。ですから、雇用ではない、今までも生きがい対策だという形でやってきているのです。

○坂村委員 さっき言ったように、生きがいというのは、給料もらわなくてもいいという話になってしまいますよね、極端に言ったら。

○福士課長 そのような無償ボランティアという形があるのですが、シルバー事業の場合は請負等で、ある程度の、最低賃金を下回らないような形でやってくださいと言っている。

○坂村委員 だけれども、高齢者で、今、日本がこれから少子高齢社会を迎えるにしたがって、すごくいいと思うのですよ、その発想は。全く単なるボランティアとか何とかというよりは、ある程度お金をもらっているのだから、きちんとやろうという気にもなりますね、高齢者だって。しかも、養父市などというのは、働く人がいないと言っているのだから、だから、実験的にここだけは全部外してやってみる。それで、本当に民業を圧迫するのかどうかを調べたらいいのではないですか、ここで。

○福士課長 本当に、さっき言ったように、30時間も働いて、センターの運営経費全部を賄えるのであれば、本来、また逆の理論に戻りますが、運営費は、我々国で見なくてもいいのではないのか。(補助金がなくても)成り立っていくというのであればそれが、自立していくシルバーはなかなかないのが現状です。シルバーの中には、いろんなことをやりながら自立して補助金がなくてもやっていけそうなところは、ごく一部ある。しかし、(シ

ルバー事業補助を) 長年やってきたのですけれども、なかなか国の補助から抜け出せないという現状があります。

○八田座長 今、幾つか出てきた議論のうち、1つは、坂村先生おっしゃるように、ここは過疎の町だから、競合云々を考える前に、過疎のところというのは、かなりばさっといろんな要件を緩めてもいいのではないかと、それは言えると思うのです。

○坂村委員 民間事業者がいないのがそもそも問題なわけで、こんな過疎で。

○八田座長 過疎のところという条件のもとに、かなりほかの要件を緩めるということはあると思うのです。

もう一つ、今の武蔵野市に関連して、ちょっと何うと、もし、仮に養父市が、シルバー人材センターというフレームワークではなくて、国からは補助を一切もらわないので、自分のところだけで、600万円か、そのぐらいの補助をして、こういう老人の雇用を図ろうとするときには、このもろもろの制約には引っかからずに済むのですか。

○福士課長 シルバー人材センター的な事業を行っているが、国の補助の対象になっていない小さいところもあるのです。そこはもう制約がないので、国からそういう補助金をもらわないという形になれば、国の制約は一切受けないわけです。

○八田座長 そうすると、そういう過疎地だからという理由もあり得るだろうし、それから国の補助金を普通よりうんと減らした場合についても、そういう自由度を与えてもいいとか、そういうのがあり得るのではないのでしょうか。

○坂村委員 1つポイントは、民業圧迫というところが、確かにあるのだったとしたら、民業を圧迫しないところではいいとやるというようなことには変えられないのかと思ったのです。特に、こういう過疎のところ、対立する民業がそもそもないところはないか。

○福士課長 だから、私も申し上げましたように、ほかに担い手がないという特殊事情があるので、ある程度そこを考えさせてください。

○八田座長 考えたいということですね。

では、どうも前向きな答えをいただいて、うれしいので、こちらのほうとしても、事情をもう少し調べてみる必要があると思いますけれども、今後とも、どうぞ、よろしく願います。

あと、ほかにありませんか。

それでは、よろしく願います。どうもありがとうございました。